

令和7年（2025年）4月16日付け札幌市告示第1661号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月24日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第1661号別表の工事番号「25(下)第0061号」工事名「厚別処理区厚別山本幹線（厚別町山本）ほか下水道新設工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060－8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号		2503006111
1	工事（業務）番号		25（下）第 0061 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	厚別処理区厚別山本幹線（厚別町山本）ほか下水道新設工事
		工事（履行）場所	札幌市厚別区厚別町山本ほか
		工事（業務）内容	工事総延長　L＝154m 1　管きょ工（小口径推進）新設　D＝200mm　L＝140m 2　管きょ工（改築推進）新設　D＝250mm　L＝7m 3　管きょ工（改築推進）撤去　D＝250mm　L＝7m 4　立坑工　　　　　3箇所
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（地域貢献Ⅰ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年5月28日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年05月02日　（08時00分～20時00分） 令和7年05月12日　（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年05月13日　09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目　札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。 ※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和8年2月26日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 ※本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について、施工箇所ごとに算出する積算方法の工事となっていることから、特記仕様書の記載事項を確認の上、積算してください。 ※本工事は建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事であり、活用状況によって工事成績点に加点を行う。詳細は特記仕様書及び「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」を参照すること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	下）事業推進部管路保全課
		電話番号	011-818-3451

特記仕様書

1. 安全施設の配置については、事前に所轄警察署と協議のうえ、本市監督員に提出すること。
なお、工事箇所予告標示板や工事名標示板等を、道路上に常時(24 時間)設置する場合は、道路使用許可申請書に添付する規制計画図等の該当箇所に、次の内容を記載すること。
・常時(24 時間)設置
・道路の有効幅員を狭めておらず、交通に支障がありません。
2. 工事の施行前に、小・中学校の通学路について確認すること。工事現場が通学路の対象となる場合は、交通事故防止に努め、十分に注意すること。
3. 札幌市では、公共工事における環境負荷を低減するため、環境目的・環境目標を設定し、環境マネジメントシステムを運用している。
下水道河川局事業推進部では、その一環として、公共工事の現場において環境マネジメントシステムの一部を適用した「現場内 EMS」の導入を進めている。そこで、その趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は「現場内 EMS 実施報告書」を作成し、工事しゅん功時に監督員に提出すること。
なお、実施にあたっては、「現場内 EMS 実施要領(平成 15 年 6 月建設局土木部策定、平成 25 年 12 月全面改訂)」を参考とすること。
4. 本工事の工事着手日は令和7年 5 月 26 日を想定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が相前後しても設計変更の対象とはならない。
5. 工事書類の提出および提示は、「工事書類簡素化要領」(令和7 年 4 月 1 日以降に契約する工事に適用)に基づいて行うこと。なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html
6. 厚別町山本地区及び厚別中央 3 条 4 丁目地区は住宅街であることから、運搬車両等については徐行すること。また、工事箇所は歩行者通路を確保し、歩行者が容易に確認できるよう明示すること。
7. 1日未満で完了する作業の積算について
(1)「1 日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
(2)受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価(区画線工)と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
(3)同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
(4)受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価(区画線工)の積算との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
(5)通年の維持管理業務等、人工精算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。
8. 見積策定単価及び実勢価格調査単価は工事管理室ホームページ及び下水道河川局庁舎1階

特記仕様書

1. 安全施設の配置については、事前に所轄警察署と協議のうえ、本市監督員に提出すること。
なお、工事箇所予告標示板や工事名標示板等を、道路上に常時(24 時間)設置する場合は、道路使用許可申請書に添付する規制計画図等の該当箇所に、次の内容を記載すること。
・常時(24 時間)設置
・道路の有効幅員を狭めておらず、交通に支障がありません。
2. 工事の施行前に、小・中学校の通学路について確認すること。工事現場が通学路の対象となる場合は、交通事故防止に努め、十分に注意すること。
3. 札幌市では、公共工事における環境負荷を低減するため、環境目的・環境目標を設定し、環境マネジメントシステムを運用している。
下水道河川局事業推進部では、その一環として、公共工事の現場において環境マネジメントシステムの一部を適用した「現場内 EMS」の導入を進めている。そこで、その趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は「現場内 EMS 実施報告書」を作成し、工事しゅん功時に監督員に提出すること。
なお、実施にあたっては、「現場内 EMS 実施要領(平成 15 年 6 月建設局土木部策定、平成 25 年 12 月全面改訂)」を参考とすること。
4. 本工事の工事着手日は令和7年 6 月 2 日を想定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が相前後しても設計変更の対象とはならない。
5. 工事書類の提出および提示は、「工事書類簡素化要領」(令和7 年 4 月 1 日以降に契約する工事に適用)に基づいて行うこと。なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html
6. 厚別町山本地区及び厚別中央 3 条 4 丁目地区は住宅街であることから、運搬車両等については徐行すること。また、工事箇所は歩行者通路を確保し、歩行者が容易に確認できるよう明示すること。
7. 1日未満で完了する作業の積算について
(1)「1 日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
(2)受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価(区画線工)と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
(3)同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
(4)受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価(区画線工)の積算との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
(5)通年の維持管理業務等、人工精算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。
8. 見積策定単価及び実勢価格調査単価は工事管理室ホームページ及び下水道河川局庁舎1階

特記仕様書（フレックス工期）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和8年2月19日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年12月21日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス工期）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和8年2月26日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年12月28日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

単一186号

3次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

硬質塩化ビニル管推進工機械器具損料(2)	タイプⅢ-1 φ200mm 68.32m	単位	日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
埋設管推進工(塩ビ管) 固定部(標準仕様)	呼び径250 L=1.0m SR-30FT	式	1		
埋設管推進工(塩ビ管) 変動部(インナーフ仕様)	SR-30FT	m	68.32		
諸雑費(まるめ)		式	1		
計					
単価				円/日	

単一186号

3 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

硬質塩化ビニル管推進工機械器具損料(2)	タイプⅢ-1 φ200mm 68.32m	単位	日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
埋設管推進工(塩ビ管) 固定部(標準仕様)	呼び径200 L=1.0m SR-30FT	式	1		
埋設管推進工(塩ビ管) 変動部(インナーフック仕様)	SR-30FT	m	68.32		
諸雑費（まるめ）		式	1		
計					
単価				円／日	

単一189号

3次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

硬質塩化ビニル管推進工機械器具損料(2)	φ 200mm 68.32m	単位	日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
埋設管推進工(塩ビ管) 固定部(標準仕様)	呼び径250 L=1.0m SR-30FT	式	1		
埋設管推進工(塩ビ管) 変動部(インナーフック仕様)	SR-30FT	m	68.32		
諸雑費（まるめ）		式	1		
計					
単価				円／日	

単一189号

3 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

硬質塩化ビニル管推進工機械器具損料(2)	φ 200mm 68.32m	単位	日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
埋設管推進工(塩ビ管) 固定部(標準仕様)	呼び径200 L=1.0m SR-30FT	式	1		
埋設管推進工(塩ビ管) 変動部(インナーフック仕様)	SR-30FT	m	68.32		
諸雑費（まるめ）		式	1		
計					
単価				円／日	